

危機管理センター自動販売機設置業者募集要領

1 趣旨

この要領は、岩手中部水道企業団危機管理センターにおいて自動販売機の設置を希望する者を対象として、公募方式により自動販売機設置業者（以下「設置者」という。）を選定するため、応募に必要な事項を定めたものです。

2 募集の流れ

岩手中部水道企業団ホームページに掲載して募集を行います。

参加希望者は、参加申込書に必要事項を記載し、次のとおり提出してください。

(1) 受付期間

令和5年1月30日（月）～令和5年2月8日（水）

午前9時～午後5時（土曜日、日曜日及び祝休日を除く。）

(2) 提出先

北上市藤沢15地割74番地3

岩手中部水道企業団総務課危機管理室

(3) 提出方法

持参又は郵送

3 参加資格要件

この募集の参加資格は、次の条件を満たす法人又は個人とします。

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項に該当しないものであること。

(2) 北上市、花巻市、紫波町内に住民登録している個人又は本店若しくは事業所（営業所、工場等）を有する法人であり、市・町税、法人税（個人にあっては申告所得税）、消費税及び地方消費税に未納額がない者であること。

(3) 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定による更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定による再生手続開始の申立てがある者でないこと。

(4) 国及び地方公共団体の指名停止を受けていない者であること。

(5) 自動販売機の設置・管理業務について、3年以上営業を行っている者であること。

(6) 成年被後見人でない者であること。

(7) 未成年者、被保佐人及び被補助人であって、契約締結のための同意を得ている者であること。

4 募集する自動販売機の種類、設置場所及び条件等

(1) 種類 清涼飲料水 1台

(2) 設置場所 北上市藤沢15地割74番地3

危機管理センター 1階エレベーターホール内

※平面図をご参照ください。

(3) 設置条件

ア 自動販売機の設置に当たっては、据付面を十分に確認したうえで安全に設置してください。また、設置後は定期的に安全面に問題がないか確認してください。転倒防止については、「自動販売機の据付基準」(JIS規格)及び「自動販売機据付基準マニュアル」(日本自動販売システム機械工業会作成)を遵守し、できる限り建物に負担が掛からない方法で対策を講じてください。

イ 搬入、設置、電気料、機械維持に係る費用及び行政財産使用料は、設置者の負担とします。

ウ 自動販売機には、検定証印又は基準適合証印の有効期限が経過していない個別の電気量メーター(以下、「子メーター」という。)を設置してください。自動販売機を設置したとき及び子メーターを交換したときは、子メーターの使用開始時の数値について、企業団の確認を受けてください。

オ 子メーターにより計測した自動販売機の電気使用量を、危機管理センターの電気量メーター(以下、「親メーター」という。)により計測した電気使用量で除した値に、危機管理センターの電気料(基本料金を除く)を乗じて得た額を自動販売機の電気料とします。子メーターの計測は企業団職員が行います。

自動販売機の電気量 = 子メーターにより計測した電気使用量 / 親メーターにより計測した電気使用量 × (危機管理センターの電気料 - 危機管理センターの基本料金)

カ 自動販売機の電気料は、企業団の発行する納入通知書により、指定された日までに納付してください。

キ 設置する自動販売機は、施設の色調に調和する配色となるよう配慮してください。また、ユニバーサルデザイン自動販売機の設置に努めてください。

ク 営業に当たっては、食品衛生法等の法令を遵守してください。

ケ 自動販売機の維持管理、商品補充、機器内の金銭管理は設置者が行ってください。

コ 自動販売機及びその周辺を清潔に保つとともに、販売品目にあった回収ボックスを設置し、適正に空き缶等の空容器を回収、処分してください。回収ボックスに収納された容器は、自社他社販売品、持ち込み等問わずすべて設置事業者の責任で回収し、処分してください。

サ 水道等の給排水設備はありません。

シ 行政財産の使用許可予定面積は1.50㎡(本体：幅1.4m×奥行0.9m、回収ボックス：幅0.4m×奥行0.6m)です。

ス 設置した自動販売機の売上高については、自動販売機から出力された売上データの伝票を添付し、販売単価、販売数量、売上金額を四半期最終月(6月、9月、12月、3月)の翌月末までに提出してください。

セ 販売品の構成については自動販売機設置前に企業団と協議することとし、販売品の構成を変更する場合も同様に事前協議をしてください。販売品の販売価格は標準小売価格を上回らないようにしてください。

ソ 自動販売機の故障、問合せ及び苦情については、故障時等の連絡先を自動販売機

の前面に明記し、設置事業者の責任において迅速に対応してください。

5 注意事項

- (1) 提出書類に事実と異なる内容を記載した者は失格とします。
- (2) 設置者は、自動販売機設置場所として使用する部分について、岩手中部水道企業団行政財産の使用許可規程第2条及び第3条の規定に基づき、使用許可を受けて使用します。
- (3) 使用許可を受けた者には、岩手中部水道企業団行政財産の使用許可規程に定める諸条件が付加されます。
また、設置場所の使用料及び自動販売機設置、維持に係る電気料等が徴収されます。
- (4) 業務の第三者への譲渡又は請負は禁止します。
- (5) 使用許可の期間は令和5年4月1日から令和6年3月31日までとし、以降2年間に限り更新ができることとしますが、3の各号に該当するなど、特別の事情がある場合は更新をしません。
- (6) 条件に定めのない事項に関しては、必要に応じて協議して定めます。

6 提出書類及び注意事項

- (1) 提出書類
 - ア 参加申込書（様式第1号）
 - イ 自動販売機の内容がわかるパンフレット等
- (2) 提出上の注意事項
 - ア 提出された書類は返却しません。
 - イ 提出された書類以外に、審査に必要な書類の提出を求める場合があります。

7 自動販売機設置までの手順

- (1) 設置者の内定
設置予定数（1台）を超える応募があった場合は、抽選により内定者を決定します。
抽選は令和5年2月17日（金）午前10時から、危機管理センターで行います。参加しない場合は失格となります。ただし、応募が予定数をこえない場合は、抽選は行いません。
- (2) 行政財産使用許可申請書の提出
内定者には、令和5年3月3日（金）までに、行政財産使用許可申請書を提出していただくこととなります。
なお、提出期限までに申請書の提出がない場合は、内定は失格となります。
また、この要領に記載した要件等に違反する事実が確認された時は、許可されない場合があります。
- (3) 許可書の送付
内定者の行政財産使用許可申請書を受けてから、1週間以内に行政財産使用許可書を交付します。なお、この許可書により設置者に決定したこととなります。
- (4) 自動販売機の設置

設置者は、許可書を受領した後の使用許可日直前に設置作業を行ってください。

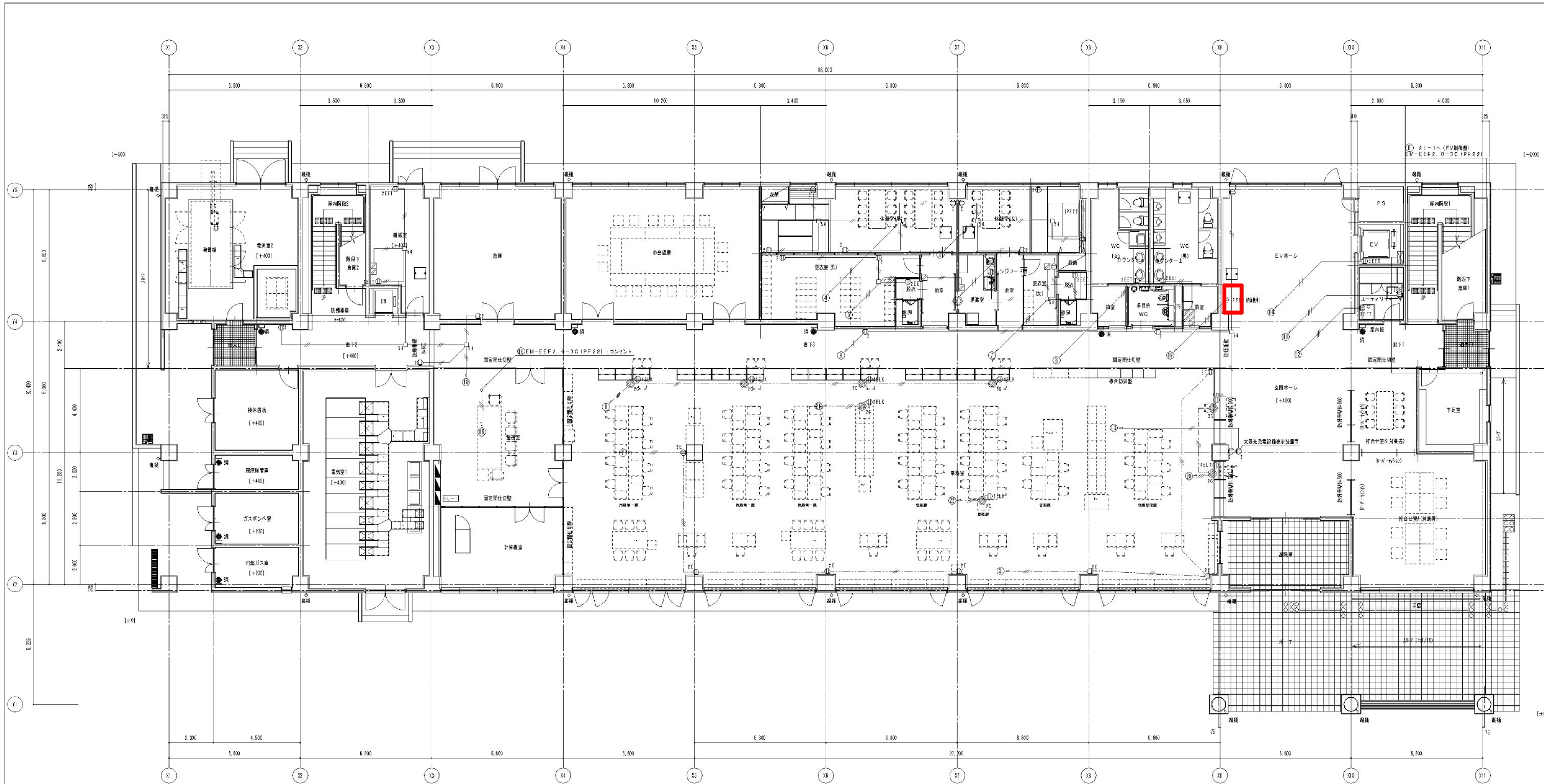
8 その他

この要領に基づく、自動販売機設置の募集についてのお問い合わせは、次の担当部署におたずねください。

〒024-0013 北上市藤沢15地割74番地 3

岩手中部水道企業団 総務課危機管理室

担当 小原 電話0197-62-4213



自動販売機設置場所

1. 特記なき配線は下記のとおり。

 - EM-EFF2 0-2C (天井内) 埋設管 (PF22)
 - EM-EFF2 0-3C (天井内) 埋設管 (PF22)
 - EM-EFF2 0-3C (OAフロア内) 埋設管 (PF22)
2. ケーブル配線に於いて屋内配管 (PF管) 保護のこと。
3. 防火区画貫通部は露出に注意のこと。
4. 特記なきシンボルは下記のとおり。

 - ① 埋込コンセント (2P15A-2)
 - ② 埋込コンセント (2P15A-2、E付)
 - ③ 埋込コンセント (2P15A-2、E・ET付)
 - ④ 埋込コンセント (2P20A-1、E付)
 - ⑤ 埋込コンセント (2P15A-1、E・ET付)
 - ⑥ 埋込用OAタップ (2P15A-2 掛け止め、E付、キャブタイヤケーブル長さ3m)
 - ⑦ 埋込用OAタップ (2P15A-4 掛け止め、E付、キャブタイヤケーブル長さ3m)
 - ⑧ ハースジョイントボックス (2分岐)
 - ⑨ ジョイントボックス (アウトレットボックス中継角D4.4)
 - ⑩ ジョイントボックス (アウトレットボックス中継角D5.4)
 - ⑪ 電気水保護管 (鋼管埋設工事)

⑫ 一般回路1φ2W100Vを示す。

⑬ 一般回路1φ2W200Vを示す。